

契約・解約トラブルなんでも110番 実施状況

1 事業の内容

国が提唱する5月の「消費者月間」の事業のひとつとして、平成7年度から金沢弁護士会消費者問題対策委員会との共催で「契約・解約トラブルなんでも110番」を実施し、弁護士と消費生活相談員が消費者からの相談に応じた。

日 時：平成30年5月21日（月）午前10時～午後3時

弁護士：6名（午前3名、午後3名）消費生活相談員：6名

2 相談件数

30件（来所相談 10件 電話相談 20件）

3 相談内容の内訳

運輸・通信サービス	8件	保健衛生品	2件
商品一般	3件	車両・乗り物	2件
教養・娯楽サービス	3件	工事・建築・加工	2件
食料品	2件	その他	8件

4 主な相談事例

- (1) 携帯電話からスマートフォンに機種変更すれば割引プラン適用との説明で契約したが、店員の誤りで割引対象外と分かった。当初の説明どおり割引を適用してほしい。（40歳代 女性）
- (2) 分譲マンションを契約し手付金100万円余を支払った。住宅ローンの返済が不安で解約したいが手付金は放棄しなければならないか。（20歳代 女性）
- (3) 息子が中古車を購入した際に白紙委任状に実印を押して提出するよう要求された。悪用されないか心配だ。（40歳代 女性）

5 過去の開催状況

平成27年度（5月25日）	26件	（来所相談 7件 電話相談 19件）
平成28年度（5月16日）	33件	（来所相談 19件 電話相談 14件）
平成29年度（5月15日）	30件	（来所相談 11件 電話相談 19件）